

## 告 示

### 埼玉県告示第九百四十八号

測量計画機関である埼玉県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 測量計画機関

埼玉県

#### 二 作業種類

公共測量（土地区画整理事業 街区・画地出来形確認測量）

#### 三 作業地域

鶴ヶ島市大字太田ヶ谷地内

#### 四 作業期間

令和二年六月二十二日から令和二年十一月三十日まで